

「冬春トマトの担い手育成事業」令和8年度研修者4次募集要項

1 事業内容

(1) 事業概要

冬春トマトの新たな担い手を育成するため、行政、農業関係者、生産者組織等が一丸となり、トマト農家として農業経営を行うことができるよう、実践的な研修を行うとともに、研修修了後の就農に向けた支援を実施します。

また、農業参入を目指す企業やNPO法人等の栽培指導者の育成を実施します。

(2) 研修場所

岐阜県就農支援センター（岐阜県海津市海津町平原1165）

(3) 研修期間

令和8年4月中旬から令和9年6月中旬まで

(4) 研修内容

トマト独立ポット耕栽培システムによる冬春トマトの栽培技術や農業経営に必要な知識・技能等について、講義・栽培実習等を交えた研修を実施します。

科 目	研 修 内 容
ガイダンス	・研修規程、研修の心構え 等
実 習	・生育ステージごとの栽培技術のポイント、収穫・調整 ・ほ場の管理 等 ・先進農家派遣研修
講 義	・岐阜県の農業 ・農産物流通と市場の基礎知識 ・トマトの生理生態・品種特性等の基礎知識 ・独立ポット耕栽培及び土耕栽培の基礎知識 ・肥料・農薬・保温資材及び包装・出荷資材の基礎知識 ・病害虫対策の基礎知識 ・GAP(農業生産工程管理)等 ・経営管理の基礎知識
演 習	・農業経営の基礎知識 ・簿記・税務申告等の経理に必要な基礎知識 等
就農準備	・就農支援制度(認定就農者、制度資金等) ・就農計画の作成 等
就農調査	・就農予定地の農業調査 等
現地視察	・先進農家等の視察 等
修了準備	・研修報告会

※内容を変更することがあります。

(5) 研修講師

岐阜県、JAグループ、(一社)岐阜県農畜産公社、(一社)岐阜県農業会議 等

(6) 修了認定

岐阜県が修了の可否を認定し、修了者には修了証書を交付します。

(7) 就農支援

研修修了後の就農に向け、農地・施設の取得及び資金調達等の支援を実施します。

2 募集内容

(1) 募集人数

若干名

(2) 応募資格

- ア 満18歳以上の方（令和8年4月1日現在）
- イ 性別、農業経験の有無は不問
- ウ 運転免許（普通）を有する方
- エ 独立ポット耕栽培システムによる冬春トマト生産に取り組む意志のある方
- オ 研修修了後、岐阜県内にて営農することが可能な方

(3) 募集期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月6日（金）まで

定員に達した場合など、募集期間中であっても募集を中止することがあります。

3 応募方法

(1) 提出書類

「冬春トマトの扱い手育成事業」令和8年度研修受講申込書（別紙様式1）

(2) 提出方法

- ア 上記募集期間内に下記のいずれかの提出先まで持参、または郵送により提出してください。
- イ 持参による受付は、平日の9時から17時までとします。
- ウ 郵送による場合は、募集期間中に必着とします。

(3) 提出先

岐阜県就農支援センター
〒503-0651 岐阜県海津市海津町平原1165

岐阜県農政部農業経営課扱い手対策室就農支援係
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

(4) 募集説明会

研修の概要や岐阜県の就農支援策について説明します。応募者は説明会の参加を原則とします。
随時開催しますので、下記の申込先へお問い合わせ下さい。

岐阜県就農支援センター TEL/FAX:0584-53-0175
岐阜県農政部農業経営課扱い手対策室就農支援係 TEL:058-272-8421
FAX:058-278-2686
岐阜県農政部農業経営課 メール:c11419@pref.gifu.lg.jp

4 受講決定

(1) 選考方法

選考委員による書類及び面接審査を実施し、岐阜県が研修者を決定します。なお、選考に当たっては、受講意欲・就農意欲、経営方針と経営能力、家族等の同意、地域への適応性、健康状態など、研修者としての適性を総合的に判断します。

なお、面接審査では、応募者にパートナーがいる場合は、パートナーも同席のうえ、面接審査を行うこととします。また、企業等にあっては、応募者（企業）の人事担当者等を対象とした面接審査とします。

審査の日程等詳細については、研修受講申込書受付後、応募者へ案内します。

(2) 選考結果

郵送にて通知します。

(3) 受講手続

ア 受講決定通知を受けた応募者は、速やかに「誓約書」（別紙様式2）を下記の提出先まで持参、または郵送により提出してください。

イ 正当な理由なく前述の「誓約書」を提出しない場合、受講決定を取り消す場合があります。

ウ 提出先

岐阜県就農支援センター
〒503-0651 岐阜県海津市海津町平原 1165

5 研修条件

(1) 費用

ア 研修受講料は無料とします。

イ 研修受講にかかる個人経費（テキスト代、研修施設までの交通費等）及び生活費は研修者の自己負担とします。

ウ 本事業における生産物販売代金は岐阜県の収入とします。

(2) 災害補償

ア 研修者は、傷害保険への加入を必須とします。

イ 研修期間中の傷害保険への加入及び研修中の災害補償については、研修者自らで対応してください。

(3) 研修時間及び休日

ア 研修時間は、原則8時30分から16時30分とします。

イ 休日は原則、土曜、日曜及び祝日とします（ただし、トマトの収穫期間中は金曜及び日曜の午後、土曜、収穫のない祝日及び年末年始）。

ウ 研修内容及び天候等により、研修日程及び研修時間が変更される場合があります。

エ 収穫繁忙期等においては、休日に実習を実施する場合があります。

6 その他事項

(1) 個人情報の取扱い

本募集要項に基づく提出書類における個人情報については、研修者の選考、研修期間中の指導、就農支援及びその他本事業の運営に関する目的に使用します。

(2) 選考結果の開示

ア 選考結果について、選考結果通知日から1か月間、岐阜県農業経営課にて開示します。

イ 開示は応募者本人に限りますので、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。

ウ 開示する内容は「合計点数」となります。

エ 電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

(3) 留意事項

ア 就農を開始するには、自己資金が必要となります。

イ 就農の際は、本人の努力・熱意・体力とともに、地域との協調が求められます。

ウ 研修期間中に、健康診断書の写しを提出していただきます。

7 問い合わせ先

岐阜県就農支援センター
〒503-0651 岐阜県海津市海津町平原 1165
TEL 0584-53-0175
岐阜県農政部農業経営課扱い手対策室就農支援係
〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1
TEL 058-272-8421